

教育予算の確保と充実を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。しかし、現在の経済不安の中で貧困と格差は拡大しており、就学援助受給者の増大に現れているように、子どもたちの教育や進路に大きく影響を与えている。

義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

現在、学校においては少人数教育が推進されているが、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。少人数教育は保護者や子どもたちからも歓迎され、教育効果も上がっている。「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、より充実した教育の実現のためには、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきである。また、子どもたちの教育を行う教職員に、人材を確保するためにも教職員給与の財源を確保・充実することが必要である。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月21日

福岡県糸島市議会